

政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県がシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 1 8 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約する事項

(1) 役務の名称

富山県農林水産総合技術センター畜産研究所の畜舎清掃等業務委託

(2) 役務の内容

- ① 豚舎の清掃及び飼育業務
- ② 牛舎の清掃及び飼育業務
- ③ 試験ほ場の農作業業務
- ④ 堆肥袋詰め業務

(3) 役務の提供を受ける期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 契約の相手方の選定の基準

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するシルバー人材センターであること。
- ・ 役務の提供を受ける場所に所在するシルバー人材センターであること。

3 契約の相手方の決定方法

- ・ 該当するシルバー人材センターに見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。